旧志免鉱業所竪坑櫓	一基	鉄筋コンクリート造、建築面積二七〇・七一平方メートル、地上八階地下一階建、塔屋付	志免町	福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目一番一号	福岡県糟屋郡志免町大字志免
草野家住宅（大分県日田市豆田町） 主屋	四棟	店舗部、玄関部、仏間部、新座敷部、隠宅部、客間部からなる 店舗部　桁行一三・七メートル、梁間一四・一メートル、一部二階建、切妻造、南面門附属、桟瓦葺 玄関部　桁行一三・五メートル、梁間六・〇メートル、二階建、切妻造、西面隠宅控附属、南面店舗部に接続、本瓦葺及び桟瓦葺 仏間部　桁行八・九メートル、梁間五・九メートル、切妻造、南面化粧部屋附属、東面店舗部に接続、桟瓦葺 新座敷部　桁行八・八メートル、梁間六・三メートル、切妻造、西面湯殿及び便所附属、東面客間部に接続、桟瓦葺 隠宅部　桁行六・七メートル、梁間五・七メートル、切妻造、西面湯殿及び便所附属、東面玄関部に接続、桟瓦葺 客間部　桁行九・六メートル、梁間三・九メートル、二階建、寄棟造及び切妻造、北面茶室附属、東面店舗部に接続、桟瓦葺 土蔵造、桁行一五・八メートル、梁間六・六メートル、一部二階建、切妻造、本瓦葺 土蔵造、桁行一五・八メートル、梁間六・九メートル、一部二階建、切妻造、桟瓦葺 土蔵造、桁行一一・八メートル、梁間五・二メートル、一部二階建、切妻造、本瓦葺 附・家具蔵　一棟 土蔵造、桁行六・八メートル、梁間四・一メートル、切妻造、桟瓦葺 ・井戸屋形　一棟 桁行三・八メートル、梁間四・八メートル、切妻造、桟瓦葺	草野義輔	大分県日田市豆田町一一番四号	大分県日田市豆田町一二七番地
座敷蔵		宅地　一、五九九・六三平方メートル			
北蔵		一二七番			
隠宅蔵					

○文部科学省告示第百八十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上覧に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて重要文化財に指定する。

平成二十一年十二月八日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄		中欄	下欄					
名称	関係告示	名称及び員数	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
木幡家住宅（島根県八束郡宍道町）	昭和四十四年六月二〇日文部省告示第二百九十二号	・新座敷棟　一棟 ・飛雲閣　一棟 ・新奥座敷棟　一棟 ・奥座敷棟　一棟 ・新蔵　一棟 ・米蔵　一棟 ・三階蔵　一棟 ・附湯殿　一棟 ・附御成門　一棟 ・附行啓門　一棟	木幡家住宅（島根県松江市宍道町） 主屋	八棟	桁行一六・九メートル、梁間一一・七メートル、西面庇付、一部二階、南面突出部桁行四・〇メートル、梁間五・〇メートル、切妻造、桟瓦葺	木幡修介	島根県松江市宍道町宍道一三三五番地	島根県松江市宍道町宍道一三三五番地
			新座敷棟		桁行一二・四メートル、梁間一〇・六メートル、入母屋造及び切妻造、西面仏間及び茶室附属、南面主屋に接続、桟瓦葺			
			飛雲閣		桁行八・九メートル、梁間八・二メートル、入母屋造、東面便所附属、南面新座敷棟に接続、桟瓦葺			
					附・棟札　一枚 明治三五年一〇月			